

令和3年度愛媛県貸切バス3密回避利用促進事業費補助金 申請要領

1 目的

新型コロナウイルスの感染防止に向けては、感染回避行動の実践がカギを握っていることから、車両数の増加や車両の大型化といった3密回避に取り組みながら、旅行や視察、地域行事、学校行事などで貸切バスを利用する者の負担軽減を図るとともに、（公社）日本バス協会が定める新型コロナウイルス感染症に係る対策ガイドラインに沿った運行に努める貸切バスの利用を促進するものです。

2 補助対象事業者

令和2年4月1日以前から県内に本社を置く民間の貸切バス事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者）とします。

《対象外要件》

○事業計画書の提出時において県税に未納がある場合は、対象外とします。

3 対象要件

(1) 貸切バス利用時に、車両数の増加や車両の大型化（中型バスから大型バスにするなど）を図り、3密回避を目的に、車両定員の6割未満で利用した場合に運賃の半額を補助します。

(2) 補助対象は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの運行分です。

(3) 他の制度により貸切バス運賃の支援を受けた場合は、本補助金の対象外とします。

4 補助金額等

○補助金額は、運賃（消費税及び地方消費税を除く額）の1/2（100円未満は切捨て）です。

※運賃とは国土交通省四国運輸局長が定める「一般貸切旅客運送事業の運賃・料金の標準適用方法」における、キロ制運賃と時間制運賃の合計額とします。

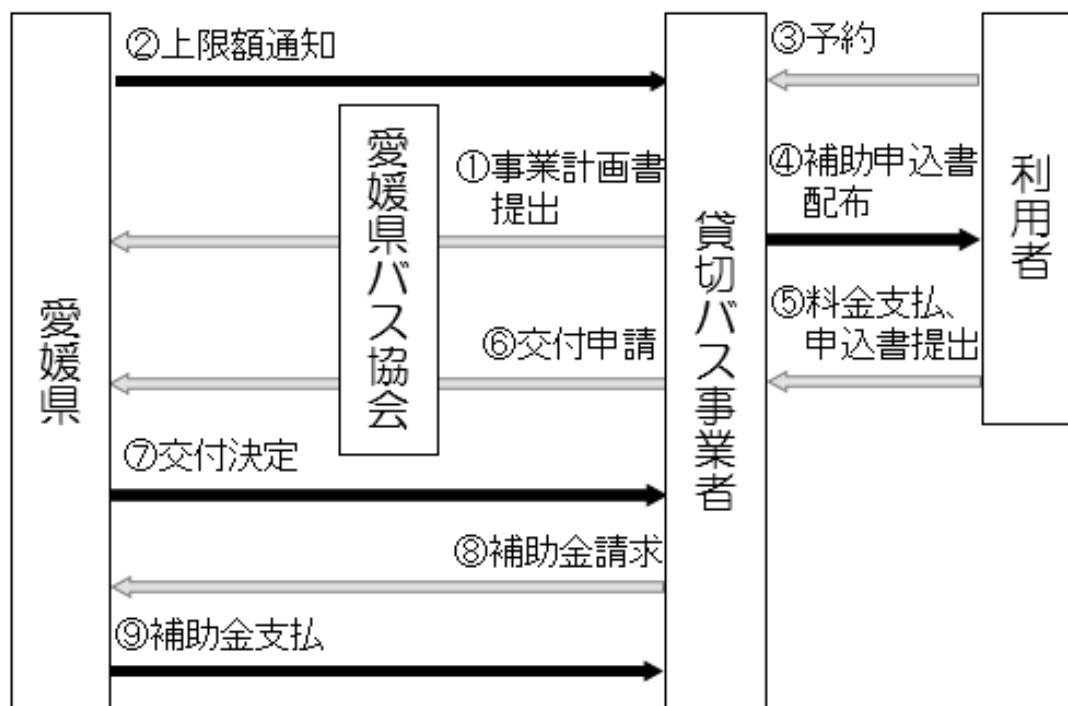
交替運転者配置料金、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金、実費負担分（ガイド料等）は含みません。

○1台につき1日あたり84千円を上限とします。

○また、1社あたりの補助金額の上限は、原則、保有する貸切バスがそれぞれ5回運行するとして、保有貸切バス台数×5×84千円とする予定です。確定した金額は、事業計画書の受付後、県から通知します。

5 申請の流れ

【補助スキーム図】



- ①本補助金を利用する貸切バス事業者は、(一社)愛媛県バス協会に事業計画書(様式第1号)を提出してください。
- ②愛媛県から、保有車両数に応じた貸切バス事業者ごとの補助上限額を通知します。
- ③④利用者と貸切バス事業者が、本補助金を利用することで合意した場合、貸切バス事業者は利用者に補助金利用申込書(様式第4号)を配付してください。
- ⑤利用者は、運賃から補助金額を控除した額を貸切バス事業者に支払うとともに、補助金利用申込書(様式第4号)と利用者人数が分かる書類を提出してください。
- ⑥貸切バス事業者は、補助金交付申請書(様式第2号)に、一覧表(様式第3号)、運送引受書の写し、使用車両の車検証の写し及び領収書(控え)の写し等運賃の支払い状況が分かる書類を添えて(一社)愛媛県バス協会に提出してください。
- ⑦審査の上、適正と認められた場合、愛媛県は交付決定を行い、補助金額を通知します。
- ⑧貸切バス事業者は、交付決定後、補助金精算払請求書(様式第5号)により、愛媛県に補助金の支払いを請求してください。
- ⑨愛媛県が請求書を受理した日から30日以内に貸切バス事業者に補助金を支払います。

※提出書類等に不備があった場合は、愛媛県又は(一社)愛媛県バス協会から訂正・再提出を求めることがあります。

【提出書類】

補助スキーム図 番号	提出書類
①	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第1号） ・履歴事項全部証明書（提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。）
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込書（様式第4号） ・利用者名簿など利用人数が分かる書類
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（様式第2号） ・一覧表（様式第3号） ・利用者から提出された補助金利用申込書（様式第4号）及び利用者名簿など利用人数が分かる書類 ・運送引受書（写し） ・使用車両の車検証（写し） ・領収書（控え）の写し等運賃の支払い状況が分かる書類 ・愛媛県に債権者登録がなされていない場合は、口座振替申込書兼債権者登録（変更）票及び通帳の写し（預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ表示）が印字された部分）
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・精算払請求書（様式第5号）

※様式第1～5号は「令和3年度愛媛県貸切バス3密回避利用促進事業費補助金交付要綱」に基づくものです。

【申請期限】〔期限厳守〕

（1）事業計画書

令和3年4月15日（木）（郵送の場合、当日消印有効）

（2）補助金交付申請書

原則、利用があった月の翌月10日（ただし最終〆切は令和4年1月10日）

- ・各貸切バス事業者で1か月ごとに取りまとめの上、申請してください。
- ・利用者からの運賃の支払いが遅れた等の理由により、利用のあった月の翌日10日までに申請が難しい場合は、翌々月以降に申請いただいても構いませんが、最終期限は令和4年1月10日とします。

（3）補助金精算払請求書

交付決定通知書で定める日

【申請先及び問い合わせ先】

- ・（一社）愛媛県バス協会（電話：089-931-4094）

〒790-0067

愛媛県松山市大手町1丁目7番地4 伊予鉄大手町ビル2階

6 その他

- ・提出された資料は返却しませんので、コピー等を手元に保管ください。